

(様式第1号)
(表面)

転用の記載例

今回のパターンは
森林所有者からバイヤーが
立木を買取り、作業委託先に
作業させる一例です。

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和 7年 10月 1日

鹿児島市長 殿

提出する方の「住所」・「氏名」・
「連絡先」を記入してください。
基本は森林所有者の情報です。

※契約書が存在する場合は
業者でも可。

森林所有者名をご記入ください。
登記名義人と異なる場合
(所有者の死亡等)は
誓約書を添付してください。

【提出者(伐採権限を有する者、仲介者も含む)】
住所 鹿児島市上谷口町2883番地
氏名 Aさん 印
連絡先 099-□□□-△△△△

【森林所有者(地権者)】
住所 鹿児島市山下町11番1号
氏名 Cさん 印
連絡先 099-○○○-××××

【伐採する者】
住所 鹿児島市本城町1696番地
氏名 Bさん
連絡先 099-△△△-□□□□

【造林する(権限を有する)者】
住所 鹿児島市山下町11番1号
氏名 Cさん
連絡先 099-○○○-××××

届出書は伐採を開始する日の
90日前～30日前までに提出
してください。
(日付をさかのぼっての申請は
できませんので、ご注意ください。)

伐採する方の情報を同様に
記入してください。

造林する方の「住所」・「氏名」・
「連絡先」を記入してください。
基本は森林所有者の情報です。

※契約書に造林の内容が存在する
場合は業者でも可。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出
なお、別添計画書に記載された遵守事項及び報告制度を確認し、伐採することを誓約しま

1 森林の所在場所

番号	市	町(大字)	字	地番	林班	準林班	小班
1	鹿児島市						

2筆以上の伐採を行う場合はこの欄に「裏面のとおり」と記入の上、所在場所を裏面に記入すること

2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

【伐採する者】及び【造林する者】、【森林所有者】
が
同じ場合は地番をひとまとめにして構いません。
「町名」・「地番」をご記入ください(他記入不要)

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、本紙を連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

確認事項

- 本届出の施業計画は鹿児島市森林整備計画に基づく施業か否かを審査され、適合した場合には適合通知書、適合しなかった場合(転用等含む)には確認通知書を発行します。
(以降、両通知書を通知書と記載します。)
- 通知書は地権者に同意のない伐採の発生防止のため、本届出の届出者のうち伐採する者及び地権者へ送付します。
- 通知書は、伐採を許可するものではなく、あくまで施業計画が鹿児島市森林整備計画に適合するか否かの通知です。

確認事項を確認しました。

(確認後してください。)

伐採する権限を有する(伐採する)者

作業委託先

森林所有者(地権者)

確認事項を一読いただき、「」をご記入くださ

(裏面)

1 森林の所在場所一覧

番号	市	町(大字)	字	地番	林班	準林班	小班
1	鹿児島市	伊敷五丁目		15-1			
2	鹿児島市	吉野町		3256			
3	鹿児島市	桜島藤野町		1439			
4	鹿児島市	：		：			
5	鹿児島市						
6	鹿児島市	【伐採する者】及び【造林する者】、【森林所有者】が 同じ場合は地番をひとまとめにして構いません。 「町名」・「地番」をご記入ください(他記入不要) 山林が複数ある場合は裏面にご記入ください。					
7	鹿児島市						
8	鹿児島市						
9	鹿児島市						
10	鹿児島市						
11	鹿児島市						
12	鹿児島市						
13	鹿児島市						
14	鹿児島市						
15	鹿児島市						

(別添)

伐採計画書

伐採する方の「住所」・「氏名」・「連絡先」を記入してください。
基本は森林所有者の情報です。

※契約書が存在する場合は業者でも可

【伐採する(権限を有する)者】

住所 鹿児島市本城町1698番地
氏名 Bさん
連絡先 099-△△△-□□□□

伐採面積は伐採及び伐採後の造林の届出書の森林の所在場所で記入した土地の合計面積を記入してください。
少数点第2位まで記載(第3位を四捨五入)

1 伐採の計画

伐採面積	0.35	ha(うち人工林 0.35ha, 天然林 ha)
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率 100 %
作業委託先(一次請け)	住所 鹿児島市喜入町7000番地 氏名 Dさん 連絡先 099-〇〇〇-△△△△	印
作業委託先(二次請け)	住所 鹿児島市郡山町141番地 氏名 Eさん 連絡先 099-△△△-××××	印
伐採樹種(いずれかを選択)	スギ・ヒノキ・マツ・その他針葉樹 クス・クスギ・その他広葉樹	
伐採年齢	60年(最低林齢: 50年 ~ 最高林齢: 60年)	
伐採の期間	令和7年11月3日 ~ 令和8年3月31日	
集材方法	集材路・架線・その他()	
集材路の場合 予定幅員・延長	トラック運搬道	幅員 3.0m ・ 延長 200m
	森林作業道	幅員 2.5m ・ 延長 800m

実際に作業に入られる作業委託先がある場合、ご記入ください。
届出書提出日の30~90日後から最長年度末まで

【方法】
全て伐採する場合→皆伐
森林の中で伐採期に達した木のみを伐採する場合→択伐
伐採期に達していない木を間引きする場合→間伐
【伐採率】
・皆伐→100%
・択伐→40%以下
・間伐→20~30%

伐採する樹種を囲ってください。

注)トラック運搬道は整備する際、幅員3m以上、かつ幅員×延長が1haを超える場合林地開発となるため留意すること

2 備考

集材方法を記入してください。
トラック運搬道→砂利を敷き詰め、転用状態にするもの
森林作業道→一時的な作業路としての利用
該当する道を作成する場合は予定幅員、延長を記入してください。

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載伐採すること。
- 伐採樹種欄は、スギ、ヒノキ、マツ(アカマツ及びクロマツをいう。), その他の針葉樹及びびクス、クスギ、その他の
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇~〇)」のように記載すること。
- 伐採の期間が年度を超える場合においては、年度別に記載すること。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- 地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。
- 伐採・搬出に市道・県道・国道、法定外公共物(農道・林道等)を反復して利用する場合は、事前に各管理者と協議し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

遵守事項を確認しました。 伐採する権限を有する(伐採する)者

(確認後してください。)

遵守事項を一読いただき、「」をご記入ください。

作業委託先

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

令和4年4月1日以降に提出された届出については、伐採作業終了後に状況報告が義務づけられています。

伐採作業終了後30日以内に報告書を提出する。

報告制度について確認しました。 伐採する権限を有する(伐採する)者

(確認後してください。)

作業委託先

確認事項を一読いただき、「」をご記入ください。

(別添)

造林計画書

造林を行う方を記入してください。
(伐採及び伐採後の造林の届出書の
【造林する者】の欄と同じ方を記入してください)

【造林する(権限を有する)者】
住所 鹿児島市山下町11-1
氏名 Cさん 印
連絡先 099-○○○-××××

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

Table with 2 columns:造林面積(A+B+C+D) ha, 人工造林による面積(A+B) ha, 天然更新による面積(C+D) ha, etc. Includes a callout box: 伐採地を山林から転用する場合は、記入の必要がありません

(2) 造林の方法別の造林の計画

Table with 7 columns:造林の期間, 造林樹種, 樹種別の造林面積, 樹種別の植栽本数, 作業委託先, 鳥獣害対策. Includes a callout box pointing to the 5-year period row.

注)鳥獣害防止森林区域に指定されている区域では鳥獣被害対策のいずれかを選択すること

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

Table with 1 row: 転用後の用途: キャンプ場, 転用の実施期間: 令和8年4月1日より令和13年3月31日

2 備考

Empty table row for 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう計...
2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計...
3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種...
4 5年後において適確な更新がなされない場...
5 鳥獣保護対策欄には、防護柵の設置、幼...
6 伐採後において森林以外の用途に供される...
当該伐採跡地が森林以外の用途に供される

【造林期間】人工造林の造林開始日は伐採終了日の翌年度の4/1~(令和7年度に伐採終了であれば令和8年4月1日~)
【造林樹種】複数ある場合は、2段に分けて記載して構いません。
【植栽本数】2,000本/ha以上の植栽
【作業委託先】造林作業を別に行う方がいる場合は記入してください。
【鳥獣害対策】造林後の鳥獣害対策があれば記入してください。

伐採及び伐採後の造林に係る森林の

平成29年4月1日以降に提出された届出については、伐採後の森林の状況の報告が義務づけられています。

- ① 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。
② 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。
③ 林地転用の場合、その用途に供した日から30日以内に報告書を提出します。

報告制度について確認しました。 森林所有者

(確認後してください。)

遵守事項を一読いただき、「」をご記入ください。

造林する権限を有する(造林する)者

伐採する権限を有する(伐採する)者

天然更新の場合、再造林に向けた森林所有者情報の提供への同意書をご覧ください。

(別添)

再造林に向けた森林所有者情報の提供への同意書（天然更新の場合）

森林は木材の生産だけでなく、土砂災害防止や水源のかん養など様々な多面的機能を持っています。本市では、伐採届で植林が実施されない予定の森林情報を県及び他市町村、再造林を行う能力がある林業事業体に繋ぎ森林の持つ多面的機能の早期回復と持続可能な林業の実現を目指す取り組みを行っております。賛同いただけます森林所有者様は下記の同意欄に署名をお願いします。

※任意

再造林の推進に活用するため県及び他市町村、林業事業体への本伐採届の情報提供に同意します。

令和 年 月 日

森林所有者
